総社市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市議会議長 村 木 理 英

### 総社市議会規則第1号

総社市議会会議規則の一部を改正する規則

総社市議会会議規則(平成17年総社市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節~第8節 略	第1節~第8節 略
第9節 公聴会 <u>及び</u> 参考人(第78条―第84条)	第9節 公聴会,_参考人(第78条—第84条)
第10節 略	第10節 略
第2章~第8章 略	第2章~第8章 略
第9章 補則( <u>第167条の2―</u> 第168条)	第9章 補則(第168条)
附則	附則
別表	別表
(欠席の届出)	(欠席の届出)
第2条 略	第2条 略
2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊	2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間 <u>前</u> (多胎

娠の場合にあっては、14週間)<u>前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(会議時間)

## 第9条 略

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 略

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

- 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、 及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u>
- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするとき は、提出者から請求しなければならない。
- 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(開票及び投票の効力)

第31条 略

2及び3 略

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な 事項は、議長が定める。 改 正 前

妊娠の場合にあっては、14週間<u>前</u>)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(会議時間)

## 第9条 略

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。 ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議 に諮って決める。

# 3 略

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

- 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、 及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。
- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするとき は、提出者から請求しなければならない。
- 3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

第29条 議員は、<u>職員の点呼に応じて</u>、順次、<u>投票を備付けの投票箱に投</u>入する。

(開票及び投票の効力)

第31条 略

2及び3 略

(委員長の報告及び少数意見の報告)

改

第39条 略

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 略

2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条 の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。

Æ

前

(委員会の中間報告)

第45条 略

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第31条 まで第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

第9節 公聴会,参考人

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 略

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に<u>記載し、又は記録する</u>事項は、次のとおりとする。  $(1)\sim(15)$  略

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって

(委員長及び少数意見の報告)

第39条 略

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 略

2 前項の期限までに審査<u>又は調査</u>を終わらなかったときは、その事件は、 第38条の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告)

第45条 略

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第27条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで、</u>第32条第1項及び第33条の規定を進用する。

第9節 公聴会及び参考人

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 略

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)~(15) 略

<u>2</u> 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。 (会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名す る。

(欠席の届出)

## 第91条 略

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊 娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過 する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員 長に欠席届を提出することができる。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、 委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前におい ては、委員長の許可を得なければならない。

(委員外議員の発言)

- 第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認め るときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。) に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
- 2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決め る。

(選挙及び表決時の発言制限)

第123条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができな 第123条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることはできな い。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(答弁書の配布)

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合 第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合 において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。

作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。) する。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されて いる場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置を とる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。

(欠席の届出)

## 第91条 略

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎 妊娠の場合にあっては、14週間前)の日から当該出産の日後8週間を経 過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ**委** 員長に欠席届を提出することができる。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、 委員会の承認を要する。

(委員外議員の発言)

- 第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認め るときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴く ことができる。
- 2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を 決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

い。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(答弁書の朗読)

において答弁書を提出したときは、委員長は、職員に朗読させる。

ただし、委員長は、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで</u>及び第32条第1項の規定を準用する。

(請願書の記載事項等)

第139条 略

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並び に法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなけれ ばならない。
- 3 略
- 4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
- <u>5</u> 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後に おいては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前 においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

- 第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会 又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>常任委員会に係る請願は、議会</u> の議決で特別委員会に付託することができる。
- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

改 正 前

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には,<u>第28条から第31</u> 条まで及び第32条第1項の規定を準用する。

(請願書の記載事項等)

第139条 略

2 請願者が法人の場合における前項の規定の適用については、同項中「及 び請願者の住所」とあるのは「並びに法人の名称及び所在地」と、「請願者 が」とあるのは「当該法人の代表者が」とする。

3 略

<u>4</u> 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願の委員会付託)

- 第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会 又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>議長において常任委員会又は議</u> 会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

改 Æ 後

(請願の審査報告)

第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報 告しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付ける ことができる。

3 略

(陳情書の処理)

第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認 第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適 めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議 長が定める。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、 傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由に より会議への出席に必要と認められるものであって議長にあらかじめ届 け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、 議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の審査)

改 Æ 前

(請願の審査報告)

第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付 け、議長に報告しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(陳情書の処理)

合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定書の交付)

第150条 議会が、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該 当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をした ときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議 員に交付しなければならない。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、 つえ,かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他 の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印 刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の審査)

改 正 前

第161条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、 委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに 委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得た ときは、他の議員をして弁明させることができる。

第9章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

- 第167条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条において「議会等」という。)に対して行われる通知のうち、この規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(以下「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた 通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ ルへの記録がされたとき(第20条、第86条、第140条第1項及び第 141条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイル

第161条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、 委員会の付託を省略して議決すること<u>は</u>できない。

第9章 補則

改 正 前

への記録がされたとき又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早いとき)に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。(電磁的記録による作成等)

第167条の3 この規則の規定(第28条第1項(第74条において準用する場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

改 正 後	改 正 前
2 前項の電磁的記録による作成等については、当該作成等に関するこの規 則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関す るこの規則を適用する。	

附 則 この規則は,公布の日から施行する。